

第15回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 平成27年9月30日(水) 午後1時55分
閉 会 平成27年9月30日(水) 午後2時31分
場 所 市役所北庁舎3階第1会議室

2 会議録署名委員

- 13番 高木好文 委員
15番 鹿島一夫 委員
5番 石阪脩 委員(会長)

3 出席委員

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 市川耕作 委員 | 2番 須山卓知 委員 |
| 3番 高野茂久 委員 | 4番 加藤雅大 委員 |
| 5番 石阪脩 委員 | 6番 市川禎明 委員 |
| 7番 菊池伸明 委員 | 8番 川辺初太郎 委員 |
| 9番 松村良夫 委員 | 10番 河内邦男 委員 |
| 11番 高野昌典 委員 | 12番 高野祐一 委員 |
| 13番 高木好文 委員 | |
| 15番 鹿島一夫 委員 | 16番 住崎岩衛 委員 |
| 17番 澤井泰造 委員 | 18番 田中繁 委員 |
| 19番 横田実 委員 | 20番 朝倉泰則 委員 |

4 欠席委員

- 14番 都築一 委員

5 議 長

- 5番 石阪脩 委員(会長)

6 事務局(説明員)

石川裕三局長 大木忠厚主査 榎澤有一事務職員 高田量範事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について（農地法第4条関係）
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
（農地法第5条関係）
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 7 第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 その他
 - (1) 農地パトロールの実施について
 - (2) 9月度の活動報告について
 - (3) 次回の開催日
 - (4) その他

午後1時55分開会

○議長（石坂委員） 定刻前ですが、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から、第15回府中市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、14番の都築委員さんから、所用のため欠席の連絡が入っております。

出席者の人数は、定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

○議長（石坂委員） ご異議がないようなので、会期は本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員についてですが、慣例により、議席の順番で指名させていただきます。よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

○議長（石坂委員） ご異議がないようですので、13番高木好文委員さん、15番鹿島一夫委員さんをお願いいたします。

それでは、「第1号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は2件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇の〇、1、772平方メートル。届出書が到達した日は、平成27年9月8日、転用の目的は共同住宅2棟となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。

第2項、届出者は四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇の〇〇、〇〇、〇〇の合計3筆、600平方メートル。届出書が到達した日は、平成27年9月15日、転用の目的は専用住宅となっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。

以上、第1項第2項の現地の確認は、市川禎明委員さんをお願いしております。よろしく申し上げます。

○議長（石坂委員） 説明が終わりました。第1項第2項、市川禎明委員さん如何ですか。

○委員（市川禎明委員） はい、第1項ですが、現在基礎工事が始まっておりまして、問題ございません。第2項も所有農地の一番東側を住宅にすることで、問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、他にご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご意見等がないようですので、第1項第2項については報告を了承すること

といたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。

報告件数は3件です。第1項から第3項まで続けて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲り受け人は武蔵野市境〇の〇の〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇、譲渡人は四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、住吉町〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、652平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成27年9月1日、転用の目的は建売住宅6棟となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、市川禎明委員さんをお願いしております。

第2項、譲り受け人は相模原市中央区富士見〇の〇の〇、〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇、譲渡人は是政〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、是政〇の〇の〇、776平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成27年9月8日、転用の目的は建売住宅8棟となっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、高木委員さんをお願いしております。

第3項、譲り受け人は練馬区石神井町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇〇、譲渡人は国立市谷保〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、西原町〇の〇の〇、566平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成27年9月14日、転用の目的は建売住宅4棟となっております。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、朝倉委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、市川禎明委員さん如何でしょうか。

○委員（市川禎明委員） はい、現在更地になっております。相続に伴うもので、特に問題はありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、高木委員さん如何でしょうか。

○委員（高木委員） 現地は私の家の直ぐそばなのでいつも見ております。第1項同様相続に伴うもので問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第3項、朝倉委員さん如何でしょうか。

○委員（朝倉委員） 9月15日に現在を確認しました。現状は更地になっておりまして、問題はありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

○議長（石阪委員） はい、ご意見等がないようですので、第1項から第3項については、報告を了承することといたします。

次に、「第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明願の件数は3件です。第1項から第3項まで続けて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） 第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇〇、特例適用農地は、白糸台〇の〇の〇、〇、〇の合計3筆、山林と畑と合わせて570平方メートル。

第2項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、西府町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇、特例適用農地は、西原町〇の〇の〇、日新町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、西府町〇の〇の〇〇、〇の〇、〇〇の合計8筆、畑と田を合わせて3,379平方メートル。

2ページに移りまして、第3項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇、申請者、被相続人、同所、〇〇〇〇〇、特例適用農地は、四谷〇の〇〇の〇、〇、〇、〇〇の〇、〇、〇、〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の〇、〇〇の〇、〇、〇、〇、〇の合計18筆、田と畑を合わせて6,067平方メートル。

3ページから5ページは〇〇〇氏から提出された証明願、特例農地等の明細書、営農確約書で、6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、鹿島委員さんをお願いしています。

7ページから9ページは〇〇氏から提出された証明願、特例農地等の明細書、営農確約書で、10ページから12ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、松村委員さんをお願いしています。

13ページから15ページは〇〇〇氏から提出された証明願、特例農地等の明細書、営農確約書で、16ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、市川禎明委員さんをお願いしています。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、鹿島委員さん如何

でしょうか。

○委員（鹿島委員） はい、9月28日に現地に確認をしてきました。きちんと片付けてあり、いろいろな野菜が栽培されていて問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、松村委員さん如何でしょうか。

○委員（松村委員） はい、こちらの方ですが26日に確認してまいりました。農地は4箇所に分かれており、4箇所とも作付けしてあり肥培管理もされ、きれいになっていましたので問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第3項、市川禎明委員さん如何でしょうか。

○委員（市川禎明委員） はい、農地は全部屋敷周りで、水田と畑と果樹となっており、問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご質問等ございますか。（異議なしの声）

○議長（石阪委員） ご質問等がないようですので、第1項から第3項は証明することといたします。

次に、「第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明願の件数は1件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。申出者、若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇、紅葉丘〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、さいたま市西区三橋〇の〇〇〇〇、〇〇〇〇、若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、被申出者、主たる従事者、若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、買取り申出地は若松町〇の〇〇の〇、〇、〇の合計3筆、畑、1,089平方メートル。

2ページから4ページは〇〇〇氏他3名から提出された証明願、〇〇〇氏以外の3名の申出者の氏名、捺印、買取り申出生産緑地の明細書で、5ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、河内委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。河内委員さん如何でしょうか。

○委員（河内委員） はい、9月17日に現地の確認をしております。現状は里芋、ねぎが一部に植えてあり、後は更地になっています。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

○議長（石阪委員） ご質問等がないようですので、本件については、証明することといたします。

次に、「第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は6件です。第1項から第6項まで続けて事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成24年10月4日から平成27年8月30日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、住吉町○の○の○、○○○○、土地の所在は住吉町○の○の○、田、208平方メートル。

第2項、次の者が平成24年8月24日から平成27年8月31日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、多磨町○の○の○、○○○○、土地の所在は多磨町○の○の○の一部、畑、1,416平方メートル。

第3項、次の者が平成24年8月2日から平成27年8月31日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、小金井市前原町○の○の○、○○○○○、土地の所在は浅間町○の○の○、畑、1,756平方メートル。

2ページに移りまして、第4項、次の者が平成24年8月28日から平成27年9月6日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、若松町○の○の○、○○○、土地の所在は若松町○の○の○他1筆、○の○他2筆、○の○の合計6筆、畑、3,436平方メートル。

第5項、次の者が平成24年8月28日から平成27年9月6日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、若松町○の○の○、○○○○、土地の所在は若松町○の○の○、○、○の合計3筆、畑、1,939平方メートル。

第6項、次の者が平成24年8月3日から平成27年9月9日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、押立町○の○の○、○○○○、土地の所在は押立町○の○の○の○、○の合計2筆、畑、1,139平方メートル。

3ページから5ページは、○○氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書でお米を生産しています。

6ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。

7ページから9ページは○○氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

10ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は、都築委員さんをお願いしておりましたが、都築委員さんは、本日欠席してございまして、欠席するのにあたり事前に「現地を確認しましたが問題ありません」との連絡をいただいております。

11ページから13ページは○○○氏から提出された証明願、税務署への届

出書、農業経営に関する明細書で植木、野菜等を生産しています。

なお、13ページの農地の一覧表ですが、府中市が証明するのは、太枠で囲ってある、〇〇町の農地だけでございます。

14ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、菊池委員さんをお願いしております。

15ページから18ページは〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

19ページの案内図は当該地を示しております。

20ページから22ページは〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

23ページの案内図は当該地を示しております。以上の第4項第5項の現地の確認は、河内委員さんをお願いしております。

24ページから26ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で小松菜を生産しています。

27ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、川辺委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、澤井委員さん如何でしょうか。

○委員（澤井委員） はい、9月16日に現地に確認をしてきました。稲作をしておりまして刈り取る直前で問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項は先ほど事務局より、都築委員さんから「問題ないとの連絡があった」という報告がありました。次の第3項、菊池委員さん如何でしょうか。

○委員（菊池委員） はい、こちらは植木畑になっておりまして、下草等もきれいに処理してありました。ここの確認は3回目ですが、いつもきれいになっていて、全く問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第4項と第5項、河内委員さん如何でしょうか。

○委員（河内委員） はい、19ページの細長い農地は、私の農地の隣でして、いつもみています。ハウスが3棟建ってまして、夏はきゅうり、トマトを栽培していて、1棟では椎茸を作っています。隣もブロッコリー、ねぎを栽培しています。〇〇氏の農地も〇氏が中心となって、作付けをされていて、現状秋茄子が残っており、ほうれん草等が栽培されておりました。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第6項、川辺委員さん如何でしょうか。

○委員（川辺委員） はい、9月20日に現地に行ってきました。小松菜が作付けされており、きれいに管理されておりました。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（なしの声）

○議長（石阪委員） ご意見等がないようですので、第1項から第6項については、証明することといたします。

次に、8「その他」に入ります。（1）「農地パトロールの実施について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（高田事務職員） はい、それでは農地パトロールについてご説明いたします。

これは、農地管理推進月間の一環として実施するものです。お手元の資料ナンバー1と農地パトロール確認一覧をご覧ください。農地パトロール確認一覧は、市公園緑地課から依頼のあった生産緑地を対象地とさせていただきました。確認場所ごとに担当する委員の方を割り振っておりますので、それぞれご自分の担当の箇所をご確認いただきたいと思います。全委員さんで取り組みますので、担当委員さんどうして確認日等を相談のうえ、現地確認をお願いしたいと思います。

なお、確認方法ですが、一覧表の耕作状況のかつこ、農業委員確認欄に当該農地の状況を肥培管理良好、作付け良く管理などと記入してください。参考に生産緑地地区計画図の写しを、後ろに添付させていただきました。合わせて活動記録カードも配付させていただいております。活動記録カードには、一人ずつ実施日、委員名を記入し、活動種別はGの農地パトロールに丸を付していただき、主な内容は30その他になります。もし、指導した内容があれば、かつこ内に記入してください。

農地パトロール確認一覧表については、内容が網羅されていれば、各班毎1部を、11月20日に予定されている農業委員会総会までに、事務局に提出してください。以上です。よろしくをお願いします。

○議長（石阪会長） 説明が終わりました。ご質問等ございますか。（…）

よろしいですか。委員さんどうして相談していただき、うまく担当のところを現地確認していただきたいと思います。

ご質問等がないようですので、次に（2）「9月度活動報告について」及び（3）の「次回の開催日」を続けて事務局から説明をお願いします。

○事務局（高田事務職員） はい、それでは、9月分の活動報告をさせていただきます。資料ナンバー2をご覧ください。

まず、前回の農業委員会総会が8月27日に開催され、農地法3条の許可申請が2件、農地法4条の届出が3件、農地法5条の届出が3件、相続税の納税猶予に関する適格者証明が1件、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明が2件、引き続き農業経営を行っている旨の証明が2件、また、府中都市計画生産緑地地区の都市計画変更の報告が公園緑地課からありました。その他の審議していただきました。

8月28日午前には、認定農業者等の担い手支援推進会議が農業会議で開催され、また、午後には、主任職員協議会が同場所で開催され、いずれも事務局が出席いたしました。

9月に入りまして、9月4日には、農業委員会職員の現地研究会が稲城消防署3階講堂で開催され、稲城市の農業概要や現地視察が行われ、事務局が参加いたしました。

最後になりますが、9月17日、夜には、農業簿記講習会が北庁舎3階会議室で開催され、3名の方が参加いたしました。

続きまして、次回以降の総会ですが、10月は21日水曜日、午後2時から、同場所で開催させていただきますので、ご出席をお願いします。また、11月は20日金曜日、午後3時から開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それから、市役所全体の事ですが、夏の軽装に伴うクールビズの期間が10月15日木曜日で終了いたしますので、併せてご承知おきください。以上でございます。

○議長（石阪会長） 説明が終わりました。ご質問等、ございますか。（…）

ご質問等がないようですので、次に、（4）の「その他」ですが、委員さんから何かありますか。（…）

よろしいですか。それでは、事務局からありますか。

○事務局（石川事務局長） はい、明日、明後日の視察研修の当日用パンフレットを出席される方にお配りしています。集合時間につきましては、少し早いのですが午前7時50分、けやき並木、三井住友銀行前をお願いします。そして、8時には出発したいと思います。それと、1日目だけはスーツにネクタイということをお願いします。

次に、農業委員会だよりの原稿を、総会資料と一緒にお配りさせていただきました。何か気になる点とか訂正箇所があれば、本日中にご教示いただきたいと思っております。その後、早々に印刷をして、各農家にお配りしたいと思います。

次に、農業委員会だよりの開いた左側の一番上に、農業委員会等に関する法律の一部改正についてを載せさせていただきましたが、現在農水省におきまして、省令改正のパブリックコメントを行っておりまして、それらの段階を踏み、省令等が出された後に市条例を改正してまいりたいと思っております。

この一部改正については、参考資料と書かれたA4、1枚ものと農業委員会法改正についてと書いてあるA4、3枚ものの印刷物を参考にしてください。今後については、頻繁に説明会が開かれると思いますが、まず、19日に農業会議で説明会が開かれますので、私と係長が出席してまいります。

今後、皆様方に状況を随時ご報告をしてまいりますので、よろしく願ひし

ます。以上でございます。

○議長（石阪会長） はい、他に事務局からありますか。

○事務局（大木主査） はい、会長、私から認定農業者の認定スケジュールについてと梨品表評会の結果についてをご報告します。

資料番号はありませんが、農業経営改善計画の認定までのスケジュールという資料をご覧ください。

認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づく制度で、5年先を見つめた自分の農業経営の計画を立て、それを市が認定するものです。

今年度は、10月29日、木曜日に、手続き等に関する説明会を開催します。説明後、新規申請者を含め、各農業者で計画書である申請書を記入、提出していただき、それを基に11月18日水曜日、19日木曜日、24日火曜日に個別相談会を実施します。

この個別相談会には、相談員として、東京都農業振興事務所、東京都中央農業改良普及センター、東京都農業会議、JAマインズ、それぞれの担当職員の方をお願いしています。

相談後、指摘を受けた箇所を各農業者で修正し、12月4日までに、修正後の計画書の提出していただきます。

その後、1月に農業経営改善計画等認定検討協議会にて計画の認定の可否について、ご意見を頂戴します。この意見を基に市で計画の認定をいたします。

なお、協議会には、農業委員会から、会長と会長職務代理が出席することとなっています。

認定の決定後、2月16日に府中の森芸術劇場で開催します、農業振興褒賞式典にて認定証を交付する予定でございます。

なお、今年度は2組の方が、計画の更新対象者ですが、新規を募集するなど、多くの方の申請を勧めたいと思っております。

今年度の認定農業者の認定スケジュールについては以上です。

続けまして、平成27年度府中市梨品評会の結果について、ご報告します。同じく資料番号はございませんが、平成27年度府中市梨品評会入賞者一覧表をご覧ください。

期日としましては、平成27年9月2日水曜日、3日木曜日、会場としましては、府中市役所1階、市民談話室、総出品数は、5品種、34点で、東京都農林総合研究センターと東京都農業振興事務所中央農業改良普及センターの方に審査をお願いしました。

審査の結果、最優秀賞、特別賞、東京都果実生産団体協議会長賞に、本宿町の〇〇〇〇さんが出品した稲城、優秀賞に、日新町の〇〇〇〇さんが出品した幸水、優良賞に、本宿町の〇〇〇〇さんが出品した豊水、ほか努力賞に、記載

の3名の方が選出されました。

また審査員から、今年は、ハダニの被害、豊水のみつ症が発生している中でも良品が出品されていたとの審査講評をいただいております。

梨の品評会の報告は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（石阪会長）　ここままで、ご質問等ございますか。（…）

よろしいですか。ご質問等がなければ、本日の議事はすべて終了となりますので、第15回府中市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時31分閉会